

官 総 10 - 159
令和 4 年 2 月 3 日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国 税 庁 総 務 課 長
細 田 修 一
(官印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告が困難な方への対応について（周知依頼）

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日（水）～3月15日（火））にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日（金）までの間、簡易な方法（期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法。申請書の提出は不要）により申告・納付期限の延長を申請することができるようにしました*。

本件については、別添のとおり、2月3日（木）に報道発表を行っております。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様に対して、周知を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

※ 申告所得税以外の税目についても同様となります。

(参考)

詳細については、国税庁ホームページの「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を更新しましたので、そちらをご確認ください。

報 道 発 表 資 料

【所得税等の確定申告について】

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました。

（注1）具体的には、期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法です（申請書の提出は不要）。記載例は[こちら](#)をご覧ください。

（注2）申告所得税以外の税目も同様の取り扱いとなります。
詳細は、[FAQ](#)をご参照ください。

なお、確定申告書の提出は、外出せず利用できるe-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。また、マイナンバーカードや税務署の発行するID・パスワードをお持ちでないなどe-Taxがご利用できない方は、作成した申告書を郵送にて提出することもできます。

※ 申告書の作成は、[「確定申告書等作成コーナー」](#)をご利用ください。

※ 会場での相談を希望される方は、[こちら](#)をご覧ください。

国税庁長官
大 鹿 行 宏

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の 申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法

○ 申告書を書面で提出する場合の記載方法

申告書の右上の余白に、

「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【所得税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請									
税務署長 令和 年 月 日 令和 03 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B					F A 2 2 0 1				
現在の住所 〒 又 は 事業所 事務所 等		個人番号 (マイナンバー)		フリガナ		氏名		生年月日	
令和 年 1 月 1 日の住所		職業		屋号・雅号		世帯主の氏名		世帯主との続柄	

第一表
(令和

【贈与税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請									
税務署長 令和 年 月 日 提出 令和 03 年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)					F D 4 7 2 9				
住所 (電話)		フリガナ		氏名		整理番号		名簿	
個人番号 又は 法人番号		生年		申告書提出年月日		財産細目コード		短期処理	
生年		出生年月日		災害等延長年月日		訂正		修正枚	

第一表
(令和3年分以

提出用
明治1
大正2
昭和3
平成4
令和5

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請									
第3-(1)号様式 令和 年 月 日 税務署長殿					G K 0 3 0 4				
納税地 (フリガナ) 名称 又は屋号		電話番号		一連番号		申告年月日		申告区分	
※		要否		整理番号		指導等		庁指定	
通		信		日		付		印	

○ 確定申告書等作成コーナーを利用して e-Tax で提出する場合の入力方法

【所得税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、
「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

《パソコン》

《スマートフォン》

【贈与税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、
「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和3年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

送信前の申告内容確認 > 送信準備 > 送信票兼送付書等印刷

マイナンバーカード

送信準備

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に[こちら](#)をご確認ください。
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データの一時保存」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

特記事項(任意入力)

特記事項を入力してください。
[各欄全角50文字以内、合計全角200文字以内]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【消費税及び地方消費税申告書の入力例】

「納税地等入力」画面の「納税地情報」欄の「建物名・号室」部分に、
「(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)」と入力してください。

納税地・氏名等の入力

東日本大震災により避難されている方は[こちら](#)をご参照ください。

制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力して差し支えありません。

納税地情報

納税地 **必須**

住所 事業所等

事業所等の所在地を納税地とする場合には、抽出が必要です。

住所又は事業所等 **必須** 郵便番号 XXX - XXXX 郵便番号から住所入力

都道府県 市区町村 都道府県 市区町村

郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。

町名・番地 [都道府県市区町村と合計で28文字以内]（マンション名等省略可）
〇〇〇-×××

建物名・号室 [28文字以内]
(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)

○ 各種会計ソフトを利用して e-Tax で提出する場合の入力方法

【所得税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

所得税の申告書等送信票（兼送付書）の特記事項欄に、
「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

住 所 (〒100 - 0013) 東京都千代田区霞が関3-1-1	
氏 名 国税 太郎	
整理番号	利用者識別番号
受付日時 令和 年 月 日 時 分 秒	受 付 番 号
税務署受付印 麹町税務署長	税 理 士 等 氏 名・名 称 電 話 番 号

令和 年分の申告書等送信票（兼送付書）

送信（送付）書類名	提出区分			
	電子	提出書等	イメージ	郵送等
申告書（所得税及び復興特別所得税）	☐	☐	☐	☐
	☐	☐	☐	☐
源泉所得関係書類	☐	☐	☐	☐
不動産登記簿謄本（抄本）・登記事項証明書	☐	☐	☐	☐
特例適用のための証明書等	☐	☐	☐	☐
その他	☐	☐	☐	☐
特記事項	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請			

【消費税及び地方消費税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

申告・申請等基本情報の住所欄に、住所に続けてかっこ書きで、
「(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)」と入力してください。

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「マイナンバーカードの読み取り」を押した場合、マイナンバーカードの情報（氏名・住所・生年月日・性別）が転記されますので、表示された内容に誤りがないかご確認ください。
なお、住所と納税地が異なる場合には、入力内容の訂正を行ってください。

マイナンバーカードの読み取り(R)

事業年度(至)(必須): 令和 年 月 日

課税期間(自)(必須): 令和 年 1 月 1 日

課税期間(至)(必須): 令和 年 12 月 31 日

氏名(カナ): コクゼイ タロウ

氏名(必須): 国税 太郎

納税地: 郵便番号: 100 - 0013

住所(カナ):

住所(必須): 東京都千代田区霞が関3-1-1(新型コロナウイルスによる申告・納付)

電話番号: - -

生年月日: 年 月 日

性別:

OK キャンセル ヘルプ(H)

国税の申告・納付期限の簡易な方法による延長に関する F A Q

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申し出ることができるようにしました。

つきましては、その際の手続等を F A Q として取りまとめましたので、参考としてください。

目 次

問 1．簡易な方法による延長

問 2．簡易な方法による延長の対象年分

問 3．簡易な方法による延長後の申告・納付期限

問 4．申告所得税等以外の税目の延長

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取り扱いに関しては[こちら](#)をご覧ください。

また、電話による相談については、最寄りの税務署にお問い合わせください（税務署に電話の上、所得税等のご質問の場合は音声案内に従い「0番」を押してください）。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

問 1. 《簡易な方法による延長》

簡易な方法による申告・納付期限の延長とは、どのようなものでしょうか。

- 令和 3 年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、オミクロン株による感染の急速な拡大状況に鑑み、令和 4 年 3 月 15 日（火）（個人事業者の消費税の確定申告については令和 4 年 3 月 31 日（木））の期限までに、新型コロナウイルス感染症の影響により申告することが困難であった方については、同年 4 月 15 日（金）までの間、[簡易な方法](#)により申告・納付期限を延長することができます。
- 簡易な方法による延長とは、別途、「延長申請書」を作成して提出していただく必要はなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなどの方法をいいます。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

➤ [所得税等に関する申請手続の具体的な方法](#)

- また、申告期限及び納付期限は原則として申告書を提出した日となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。
 - ※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は納付期限にご注意ください。
 - ※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納付の猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続が必要になります**ので、まずは、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

問 2. 《簡易な方法による延長の対象年分》

簡易な方法による延長の対象となるのは何年分になるのでしょうか。

- **簡易な方法**による延長は、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間にかけて、納税者ご自身や従業員・顧問税理士等が自宅待機を余儀なくされるなどの理由により、申告が困難になるケースが増加していると想定されることを踏まえたものであるため、令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続を対象としています。
- このため、令和3年12月末以前に申告等の法定期限を迎えた手続について期限の延長申請を行う場合は、通常どおり、「**延長申請書**」に申請理由等を記載の上、提出いただく必要があります。
- また、令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続について、令和4年4月16日以降に期限の延長申請を行う場合も同様に、「**延長申請書**」を提出いただく必要があります。

問 3. 《簡易な方法による延長後の申告・納付期限》

簡易な方法による延長の場合には、申告・納付期限はいつになるのでしょうか。

- 令和4年4月15日（金）までの簡易な方法により申告と同時に延長を申し出た場合は、原則として、申告書を提出した日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。
- 同年4月16日（土）以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、申告等ができなかった場合は、申告等ができるようになった日から2か月以内に「**延長申請書**」を所轄の税務署に提出していただくことになります。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。
- また、振替納税を利用されている方の振替日については、別途お知らせします。

問 4. 《申告所得税等以外の税目の延長》 **〔令和 4 年 2 月 3 日更新〕**

申告所得税等以外の税目について、簡易な方法による延長の適用を受けることはできないのですか。

- 法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な方もおられると考えられ、そのような方については申告書の余白に所定の文言を記載いただく等の簡易な方法による延長が認められます。
- 具体的な方法等（申告書余白部への記載や e-Tax を利用する場合の所定の欄の入力方法など）については、国税庁ホームページ「個別指定による期限延長手続の具体的な方法」を参照してください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- [法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税](#)
- [相続税](#)